

【重要】

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定により、緊急事態措置の対象区域が縮小されたこと等を踏まえ、専門学校等における教育活動の実施に際しての留意事項等をとりまとめましたので、お知らせいたします。関係各位におかれては、御一読をお願いいたします。

事務連絡
令和2年5月15日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた専門学校等における
教育活動の実施に際しての留意事項等について（周知）

令和2年5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の改定が行われました。これまで、全都道府県が緊急事態措置の対象とされていたところ、当該改定により、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする等の変更がありました。

緊急事態措置の対象区域から外れることとなった地域にあっても、学校における感染拡大のリスクがなくなるものではないことから、本件対処方針の改定等を踏まえ、各専修学校（専門課程及び一般課程）及び各種学校（以下「専門学校等」という。）において、教育活動の実施手法や態様等を変更する場合でも、引き続き、万全の感染症対策を講じていただく必要があります。

つきましては、専門学校等における教育活動の実施に際して、感染拡大の防止のために御留意いただきたい事項等については、令和2年3月24日付総合教育政策局長通知「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について（通知）」及び令和2年5月1日付事務連絡「専修学校等における遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」等をもって、周知を行ってきたところですが、状況の変化等も踏まえ、改めて下記のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 専門学校等における授業の実施方法の変更について

各専門学校等においては、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の実施等を通じて、学校内や地域における感染拡大の防止と生徒の学修機会の確保の両立に取り組んでいただいているところであるが、地域における感染症の発生状況や生徒の状況等を踏まえ、生徒が通学する形で行われる対面での授業（以下「対面授業」という。）の開始・再開等について検討する場合は、各専門学校等が所在する都道府県等の衛生主管部局とも十分相談すること。

また、対面授業の実施を判断する場合でも、感染拡大の防止との両立には常に御留意いただく必要があり、たとえば、全ての授業を一斉に対面により実施するのではなく、一部の遠隔授業は継続して実施するなど、地域の感染状況等を十分に踏まえながら適切に配慮いただきたいこと。

加えて、授業の実施手法の変更等については、影響を受ける生徒の状況にも十分に配慮しながら検討を行うとともに、当該変更等に関する情報の迅速かつ確実な伝達や、生徒からの相談等への丁寧に対応に努めていただきたいこと。

2. 対面授業の実施等における感染拡大の防止措置について

対面授業の開始等にあたっては、3つの条件（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避する対策が不可欠であり、引き続き、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意いただく必要があること。その際、たとえば、対面の通学時間が通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を変更することや、授業を分散して実施することなどの感染リスクを低減するための対策について検討いただきたいこと。

また、対面授業の開始等を行う場合であっても、たとえば、専門学校等の学校内に不特定多数の者が出入りする状態を生じることのないよう配慮することや、施設の出入口に消毒液等を設置することなど、学校内の衛生管理を徹底すること。

なお、教育活動の中で感染拡大の防止のための配慮をいただくにあたっては、5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」も踏まえ、必要な措置を講じていただきたいこと（末尾参考URL参照）。

(参考)

- 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

(2020年5月4日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000629000.pdf>



- 「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について（通知）」

(令和2年3月24日付総合教育政策局長通知)

https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf



- 「専修学校等における遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」

(令和2年5月1日付生涯学習推進課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20200507-mxt_kouhou01-000004520_7.pdf



<本件担当>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2915

(参考) 新しい生活様式 (「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m (最低1m) 空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う** (手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避 (**密集、密接、密閉**)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定